

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の記載例

この記載例は、平成25年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（以下「控除申告書」といいます。）の書き方の例です。
なお、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合は、控除申告書の④欄の計算における控除率が異なっていますので、ご留意ください。

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、左の説明によるほか、その借入金等の年末残高については、次の算式により、連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、控除申告書①欄又は⑥欄に転記します。

$$\text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円)} \times \text{あなたの負担すべき割合(\%)} = \text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)}$$

(注) 「あなたの負担すべき割合」については、原則として、確定申告の際に提出した「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）④欄によります。

○設 例（左の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。）

平成 24 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控除の裏面に参照してください。

住所 〇〇市△△町×××××××
氏名 国 税 春 子

5 居住用部分の家屋又は土地等に住宅借入金等特別控除を受けるための年末残高

① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
400,000,000		400,000,000	
		150,000	
		2,000,000	

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 住 所 〇〇市△△町×××××××
れ等をしている者 氏 名 国 税 太 郎

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額 年末残高 予定額 39,500,000 円
当初金額 平成24年 7月 18日 40,500,000 円
償還期間又は支払期間 平成24年 7月から 平成49年 6月まで 25年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額 円

(備考) 連帯債務者 国 税 春 子

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、平成25年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第3項又は第6項に規定する増改築等住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × あなたの負担すべき割合(%) = 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)

39,500,000 × 50 = 19,750,000

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。
なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

平成25年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の氏名(氏名) 〇〇株式会社 (フリガナ) あなたの氏名 国 税 太 郎

給与の支払者の所在地(住所) 〇〇区〇〇×-〇〇×-〇〇 あなたの住所又は居所 〇〇市△△町×-×××-××

新築又は購入に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算
① 借 入 金	② 借 入 金
① 借 入 金 ② 借 入 金 ③ 借 入 金 ④ 借 入 金 ⑤ 借 入 金 ⑥ 借 入 金 ⑦ 借 入 金 ⑧ 借 入 金 ⑨ 借 入 金 ⑩ 借 入 金 ⑪ 借 入 金 ⑫ 借 入 金 ⑬ 借 入 金 ⑭ 借 入 金 ⑮ 借 入 金 ⑯ 借 入 金 ⑰ 借 入 金 ⑱ 借 入 金 ⑲ 借 入 金 ⑳ 借 入 金 ㉑ 借 入 金 ㉒ 借 入 金 ㉓ 借 入 金 ㉔ 借 入 金 ㉕ 借 入 金 ㉖ 借 入 金 ㉗ 借 入 金 ㉘ 借 入 金 ㉙ 借 入 金 ㉚ 借 入 金 ㉛ 借 入 金 ㉜ 借 入 金 ㉝ 借 入 金 ㉞ 借 入 金 ㉟ 借 入 金 ㊱ 借 入 金 ㊲ 借 入 金 ㊳ 借 入 金 ㊴ 借 入 金 ㊵ 借 入 金 ㊶ 借 入 金 ㊷ 借 入 金 ㊸ 借 入 金 ㊹ 借 入 金 ㊺ 借 入 金 ㊻ 借 入 金 ㊼ 借 入 金 ㊽ 借 入 金 ㊾ 借 入 金 ㊿ 借 入 金	① 借 入 金 ② 借 入 金 ③ 借 入 金 ④ 借 入 金 ⑤ 借 入 金 ⑥ 借 入 金 ⑦ 借 入 金 ⑧ 借 入 金 ⑨ 借 入 金 ⑩ 借 入 金 ⑪ 借 入 金 ⑫ 借 入 金 ⑬ 借 入 金 ⑭ 借 入 金 ⑮ 借 入 金 ⑯ 借 入 金 ⑰ 借 入 金 ⑱ 借 入 金 ⑲ 借 入 金 ⑳ 借 入 金 ㉑ 借 入 金 ㉒ 借 入 金 ㉓ 借 入 金 ㉔ 借 入 金 ㉕ 借 入 金 ㉖ 借 入 金 ㉗ 借 入 金 ㉘ 借 入 金 ㉙ 借 入 金 ㉚ 借 入 金 ㉛ 借 入 金 ㉜ 借 入 金 ㉝ 借 入 金 ㉞ 借 入 金 ㉟ 借 入 金 ㊱ 借 入 金 ㊲ 借 入 金 ㊳ 借 入 金 ㊴ 借 入 金 ㊵ 借 入 金 ㊶ 借 入 金 ㊷ 借 入 金 ㊸ 借 入 金 ㊹ 借 入 金 ㊺ 借 入 金 ㊻ 借 入 金 ㊼ 借 入 金 ㊽ 借 入 金 ㊾ 借 入 金 ㊿ 借 入 金

○この申告書の記載に当たっては、同様の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
○この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
○下の証明書は、切り離さないでください。

平成25年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成24年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 25 年 10 月 15 日

国 税 太 郎 様

〇〇税務署長 〇〇 〇〇 国

(証明事項)				増改築等をした部分に係る事項			
項 目	家 屋	土 地 等	項 目	増 改 築 等	項 目	増 改 築 等	項 目
居住開始年月日	平成24年 7月 24日		居住開始年月日	年 月 日			
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000	増改築等の費用の額				
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	70.00	80.00	①のうち居住用部分の費用の額				
①又は②のうち居住用部分の床面積又は面積	70.00	80.00	特定増改築等の費用の額				
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額				200,000

(平成24年中居住者用)

- (注1) 証明事項の各欄は、平成24年分の申告に基づいて記載しています。
なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。
- (注2) この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から残高等証明書の交付を受けている方は、そのすべての証明書に基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を①欄又は⑥欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

①欄は、残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署におたずねください。

②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の③の金額を④欄及び⑤欄に記入します（この場合には、証明事項の③の金額の左側に「計」が表示されています。）。

③欄には、家屋の総床面積又は土地等の総面積とそのうち居住用部分の床面積又は面積及びその割合をそれぞれ記入します。

なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※③欄の③の記入について
申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合や⑤の割合と③欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑤の割合を書き、異なる場合は④欄の③は記入を省略して、⑤欄の⑤に下の算式により計算したiとiiとの金額の合計額を書きます（下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。）。

$$\begin{aligned} \text{i} &= \frac{(\text{④欄の③の金額}}{(\text{④欄の②又は⑦の金額}} \times \frac{(\text{⑤欄の③又は⑧の割合}}{(\text{⑤欄の②の割合}} \times \text{円} \\ \text{ii} &= \frac{(\text{⑤欄の③の金額}}{(\text{⑤欄の②の金額}} \times \frac{(\text{④欄の③の割合}}{(\text{④欄の②の割合}} \times \text{円} \end{aligned}$$

⑧欄には、増改築等の費用の額とそのうち居住用部分の金額及びその割合をそれぞれ記入します。

なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

⑫欄及び⑬欄は、記入の必要はありません。
特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方が記入します。

- 「備考」欄の記入に当たっては次によります。
- 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなった場合は、「災害発生日平成〇〇年〇月〇日」と記載します。なお、東日本大震災によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」と記載します。
 - ⑥欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注) 「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。
※ 平成25年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

※平成24年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた給与所得者の方には、平成25年10月頃に税務署からこの記載例が送付されます。